



平成 21 年 8 月 17 日

各 位

会 社 名 ザ ・ パ ッ ク 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 尾 吉 計  
(コード番号 3950、東証 1、大証 1)  
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 管 理 本 部 長  
安 原 宏 光  
(TEL. 06 - 6972 - 1221)

## 新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関するお知らせ

平成 21 年 8 月 17 日開催の当社取締役会において、新株式発行、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 350,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 21 年 8 月 25 日(火)から平成 21 年 8 月 28 日(金)までの間のいずれかの日（以下「価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募 集 方 法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 価格等決定日の翌営業日から価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払 込 期 日 平成 21 年 9 月 1 日（火）から平成 21 年 9 月 4 日（金）までの間のいずれかの日。ただし、価格等決定日の 5 営業日後の日とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 中尾吉計に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 自己株式の処分による株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 処分株式の種類及び数 当社普通株式 1,150,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 処分方法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。  
 売出価格は日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。  
 売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より当社に支払われる金額である払込金額を差し引いた額の総額とする。
- (4) 申込期間 価格等決定日の翌営業日から価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
- (5) 払込期日 平成21年9月1日（火）から平成21年9月4日（金）までの間のいずれかの日。ただし、価格等決定日の5営業日後の日とする。なお、払込期日は一般募集における払込期日と同一とする。
- (6) 受渡期日 平成21年9月2日（水）から平成21年9月7日（月）までの間のいずれかの日。ただし、上記(5)記載の払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、売出価格、その他本自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 中尾吉計に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出する。

## 3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 190,000株  
 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 野村證券株式会社
- (3) 売出価格 未定（価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）

ご注意:この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から 190,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 中尾吉計に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出する。

#### 4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 190,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 ( 申 込 期 日 ) 平成 21 年 9 月 28 日（月）から平成 21 年 10 月 2 日（金）までの間のいずれかの日。ただし、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日の翌営業日とする。
- (6) 払 込 期 日 平成 21 年 9 月 29 日（火）から平成 21 年 10 月 5 日（月）までの間のいずれかの日。ただし、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日の 2 営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記 (5) 記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 中尾吉計に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## <ご参考>

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 自己株式の処分による株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から 190,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、190,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主より借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を野村証券株式会社に取得させるために、当社は平成 21 年 8 月 17 日（月）開催の取締役会において、野村証券株式会社に割当先とする当社普通株式 190,000 株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成 21 年 9 月 29 日（火）から平成 21 年 10 月 5 日（月）までの間のいずれかの日（ただし、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日の 2 営業日後の日とする。）を払込期日（以下「本件第三者割当増資の払込期日」という。）として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から本件第三者割当増資の払込期日の 5 営業日前の日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。従ってこの場合には、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数（平成 21 年 7 月 31 日現在）	19,360,000 株
公募増資による増加株式数	350,000 株
公募増資後の発行済株式総数	19,710,000 株
第三者割当増資による増加株式数	190,000 株（注）
第三者割当増資後の発行済株式総数	19,900,000 株（注）

（注）前記「4. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数（平成 21 年 7 月 31 日現在）	1,155,316 株
処分株式数	1,150,000 株
処分後の自己株式数	5,316 株

4. 資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資、自己株式の処分及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 2,300,500,000 円については、全額を新東京工場（仮称）の新設に係る設備資金に充当する予定であります。新東京工場（仮称）は紙袋・紙器等の生産能力を増強することを目的として新たに建設するものであり、平成 23 年 7 月の稼動を予定しております。

なお、平成 21 年 8 月 7 日現在、当社の設備投資計画は以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名 (所在地)	事業の 種類別 セグメント の名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月日	完成後の 増加能力
			総額	既支払額				
ザ・バック㈱ 大阪工場 (大阪府東大阪 市)	紙加工品事業	紙袋生産設備拡充	200	22	自己資金	平成 21 年 4 月	平成 21 年 8 月	注 2
			446	143	〃	平成 20 年 10 月	平成 21 年 11 月	〃
ザ・バック㈱ 奈良工場 (奈良県大和郡山 市)	紙加工品事業	段ボール生産設備 拡充	374	122	〃	平成 21 年 3 月	平成 22 年 2 月	〃
ザ・バック㈱ 新東京工場(仮称) (埼玉県日高市)	紙加工品事業	工場新設 (紙袋・紙器製造 設備、物流設備)	8,000 注 3	141	自己資金、 借入金、 増資資金及び自己 株式の処分資金	平成 21 年 8 月	平成 23 年 7 月	注 4

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
 2 完成後の増加能力については、品質向上と合理化を目的としている為、記載しておりません。  
 3 新東京工場の設備及び投資予定総額の内容は、土地取得費 1,950 百万円、工場建設費 6,050 百万円であります。  
 4 現在の埼玉工場（埼玉県坂戸市）と比較して、生産能力 70%増を計画しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

紙加工品事業関連の設備投資により、中長期的な業績の向上に寄与するものと考えております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 5. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、各事業年度の業績の状況ならびに将来の経営基盤の強化と事業展開のための内部留保を勘案しつつ、株主の皆様への安定配当を維持、継続することを配当政策の基本的な考え方としております。

### (2) 配当決定に当たっての考え方

上記の基本方針に基づき、当社の業績、経済情勢等を総合的に勘案し、決定致します。

### (3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、財務体質の強化および生産設備・研究開発等の資金需要に備えるものであり、将来の利益に貢献することで株主様への安定的かつ漸増的な配当に寄与していくものと考えております。

### (4) その他

該当事項はありません。

### (5) 過去3決算期間の配当状況等

	平成18年12月期	平成19年12月期	平成20年12月期
1株当たり当期純利益(連結)	153.22円	169.47円	154.05円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	28.00円 (13.00円)	37.00円 (17.00円)	40.00円 (20.00円)
実績配当性向(連結)	18.3%	21.8%	26.0%
自己資本当期純利益率(連結)	13.5%	13.5%	11.4%
純資産配当率(連結)	2.5%	3.0%	3.0%

(注) 1. 自己資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を自己資本(純資産合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。

2. 純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

## 6. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

### (3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

#### ①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成18年12月期	平成19年12月期	平成20年12月期	平成21年12月期
始 値	1,741 円	1,977 円	1,645 円	1,407 円
高 値	2,600 円	2,465 円	1,720 円	1,600 円
安 値	1,702 円	1,680 円	940 円	1,061 円
終 値	1,969 円	1,700 円	1,406 円	1,574 円
株価収益率(連結)	12.9 倍	10.0 倍	9.1 倍	—

(注) 1. 平成21年12月期の株価については、平成21年8月14日現在で表示しています。

2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の1株当たり当期純利益（連結）で除した数値です。平成21年12月期の株価収益率については、期中であるため記載しておりません。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。